

平成 27 年 春季

重 点 要 請 事 項

平成 27 年 6 月

北 海 道 市 長 会

目 次

[地方創生関係]	頁
1 国の基本政策に関わる事項	1
2 地方創生に大きく影響する事項	2
3 財政支援や推進方策などの具体的な事項	2
[地方行財政関係]	
1 地方行財政の改革について	3
2 地方税財源の充実・確保等について	4
3 社会保障制度の充実強化について	5
[医療・福祉・教育関係]	
1 医療保険制度の抜本改革について	6
2 介護保険制度の円滑な運営について	6
3 総合的な子育て支援策について	7
[経済・労働関係]	
1 北海道観光の振興について	8
2 外国における日本地名等の商標登録出願対策について	9
[環太平洋連携協定（ＴＰＰ）関係]	
1 環太平洋連携協定（ＴＰＰ）について	10
[農林水産関係]	
1 農業の振興について	10
2 水資源の保全について	10
3 水産業の振興について	11
4 海獣との共存に向けた漁業被害に対する新たな補償制度の創設について	11
[社会基盤整備関係]	
1 北海道の開発行政について	11
2 交通体系の整備促進について	12
[防災・エネルギー・原子力発電所対策関係]	
1 防災・減災及び老朽化対策の強化について	13
2 エネルギー政策の確立について	14
3 原子力発電所への対応について	14
[北方領土・自衛隊・その他関係]	
1 北方領土の早期返還について	15
2 北海道の自衛隊の体制強化について	15
3 オリンピック・パラリンピック等の 国際競技大会に向けた合宿誘致への支援について	16

北海道市長会重点要請事項

地方創生、地方行財政改革、地方税財源の充実・確保のほか、社会保障制度の充実強化などについて、国においては住民に一番身近な仕事をしている市町村の意見を聞き、政策に反映させることが重要であると考えます。

つきましては、現下の厳しい地方財政を踏まえ、北海道内の各市におけるまちづくりや行財政運営に特に大きな影響を与える次の重点事項について、特段の配慮を要請いたします。

〔地方創生関係〕

「まち・ひと・しごと創生法」の施行により、地方自治体においては、地域経済の活性化に本格的に取り組んでいるところでありますが、一方で、具体的な施策の展開に当たっては、国が自らの役割と責任について明確なビジョンを示し、地方とともに総力を挙げて取り組むことが重要であることから、次の事項の実現に向け、強く要請いたします。

1 国の基本政策に関わる事項

地方創生が真に実効性を伴った取組みとなるよう、特に国の責任において制度の確立を図るよう求めるものである。

- (1) 少子高齢化社会への対応について、国のビジョンを明確に示し、国家戦略として、次の事項について、総合的な政策を推進すること。
 - ① 子育て支援体制を早急に整備し、保育や教育、医療などの経済的な支援策の拡充を図ること。
 - ② 働く女性の労働環境に関して、労働政策の抜本的な改革を進めること。
 - ③ 介護や年金、医療について持続可能な制度を確立すること。

- (2) 東京圏の一極集中の是正について、国際的観点や国家的観点から必要不可欠なもの以外については、地方への移転を促進し、地域分散型国土の形成を実現すること。

2 地方創生に大きく影響する事項

地方創生が真に実効性を伴った取組みとなるよう、国が示す基本的な方針や政策に基づき、国と地方がそれぞれの役割に応じて実施する事項である。

- (1) 人材育成と産業振興

地方大学などの高等教育機関について、地場産業振興に資する多様な支援施策を講じること。

また、地方の雇用拡大に向けて、資金、人材、情報等の支援制度を構築し、企業の立地促進を図ること。

- (2) エネルギー及び防災

エネルギー政策については、具体的な電源構成や二酸化炭素排出量について、中長期的展望に立った望ましい水準を早期に示すよう努めること。

また、発災時においても、様々な社会機能が保全されるよう、国家的見地からの中長期的で総合的な対応計画の構築を図ること。

- (3) 社会インフラの整備と活用

地域交通網、高規格道路、空港、港湾、鉄道等の交通基盤、情報通信基盤などの社会インフラを着実に整備すること。

3 財政支援や推進方策などの具体的な事項

(交付金)

- (1) 新型交付金などの財源措置を長期的に継続するとともに、地方財政計画の策定にあたっては、その歳出を確実に計上すること。
- (2) 新型交付金について、市町村がこれまで工夫し培ってきた事業で、地方創生の趣旨に合うものについては、弾力的に運用し積極的に採択すること。

- (3) 移住促進や再生可能エネルギーの普及促進をはじめ、北海道の持つ地域特性を活かした事業については、重点的かつ優先的に採択すること。
- (調整・支援など)
- (4) 広域的な取組みを推進するためには、都道府県や各市町村の計画との連携が必要なことから、調整機能が果たされる仕組みを整えること。
- (5) 地方の個性や独自性を尊重し、地方が実情に応じて自主的、自立的な取組みを行えるよう、権限の移譲や規制緩和など必要な環境整備を図ること。
- (6) 民間企業の本社機能の地方移転を促進するため、政府関係機関の地方への移転を早期に実施して国の姿勢を明確に示すこと。
- (7) 施策効果の検証にあたっては、地方がおかれた環境や条件が大きく異なることから、全国一律の基準ではなく、地域の実情を十分に考慮した適切な指標によること。
- (8) 人口推計するにあたって、大枠の人口の算出方法の考え方や推計手法を提供するなど、分かりやすく情報支援を行うこと。

〔地方行財政関係〕

1 地方行財政の改革について

(1) 地方分権改革の推進について

- ① 地方分権改革については、地方の創意を活かした分権型社会を実現するため、提案募集方式の取組みの推進や、基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの廃止・縮小など、更なる見直しを図ること。

2 地方税財源の充実・確保等について

(1) 地方税について

- ① 地方が真に自主的、自立的な行財政運営を行うためには、事務量に見合う税源配分が必要であるため、国から地方へ税源移譲することにより、地方税の充実・強化を図り、国・地方間の税源配分を当面 5 : 5 とすること。
- ② 平成 27 年度税制改正で決定された自動車関係税軽減等については、地方が減収となる財源を、国の配分比率の見直し等を含め、確実に確保すること。
- ③ 平成 27 年度税制改正で引き続き検討事項とされた、市町村の基幹税目である償却資産に対する固定資産税は、資産課税としての性格を踏まえ、「機械及び装置」に対する課税や取得価格の 5 % を評価額の最低限度とする現行制度を堅持すること。
- ④ 法人実効税率の引き下げに伴う地方の減収については、地方財政に影響が生じることのないよう確実に代替財源を確保すること。
- ⑤ 消費税率引上げの延期及び軽減税率の導入の検討については、社会保障と税の一体改革で議論された経緯を踏まえ、地方自治体に影響を及ぼすことのないよう十分な財政措置を講じること。

(2) 地方交付税について

- ① 地方交付税は、国から恩恵的に与えられるものでなく、地方自治体の固有・共有の財源であることを明確にするため、国の特別会計に直接繰り入れる方式等の導入について検討すること。
- ② 地方の財政運営には、財源調整と財源保障の機能を持つ地方交付税の確保が極めて重要であることから、平成 28 年度予算に向けては、地方の財政需要を適切に積み上げるとともに、地方税などの収入を的確に見込み、必要な地方交付税総額の確保を図ること。

その際、常態化している地方財源不足の解消にあたっては、法定率の引き上げにより対応すること。

③ 地方交付税の歳出特別枠や別枠加算については、リーマンショックに伴う著しい景気後退等を受け、異例の対応として創設されたが、道内の多くの市町村は税収基盤が脆弱であるとともに引き続き厳しい財政状況であることから、これを維持すること。

(3) 地方債について

① 市町村庁舎は、災害時に災害対策本部が設置されるなど防災拠点の中核的役割を担うことから、その建替えについては、耐震化を目的とした改修などとの均衡を考慮し、緊急防災・減災事業の対象とするなどの財政措置を講じること。

(4) 国庫補助負担金改革について

① 国庫補助負担金については、国と地方の役割分担を再整理し、明確化した上で、真に国が義務的に負担すべき分野を除き、廃止し、財源移譲を進めること。その際、地方の自由度の拡大につながらない国庫補助負担率の引き下げは決して行わないこと。

3 社会保障制度の充実強化について

(1) 社会保障制度改革における具体的な制度の検討にあたっては、地方自治体が社会保障の最前線において中心的な役割を果たしていることを踏まえ、引き続き「国と地方の協議の場」等において真摯な協議を行い、地方の意見を的確に反映すること。

また、消費税率引上げの延期によって、地方自治体が実施する社会保障施策に支障が生じることのないよう、必要な財源を確保すること。

(2) 社会保障・税番号制度の構築にあたっては、この制度が地方自治体の実施している事務に極めて重大な影響を及ぼすことから、国と地方自治体が情報を共有し、十分な調整・協議を行うとともに、導入にあたっては、混乱が生じることのないよう、国民への周知徹底と市町村への早期かつ十分な情報提供を行うこと。

また、制度の導入に伴い必要となるシステム改修等の経費については、地方自治体ごとに既存システムの開発時期や仕様等が大

きく異なり、国が一律に示す開発事業費では対応できない市町村が多いことや、技術者不足から人件費の上昇や開発の遅れが懸念されている実態等を踏まえて、地方自治体に新たな負担が生じないよう十分な財政措置を講じるとともに、複数年度における補助金の柔軟な執行にも配慮すること。

〔医療・福祉・教育関係〕

1 医療保険制度の抜本改革について

(1) 国民健康保険の都道府県化にあたっては、国保財政の実態を考慮し、国の責任において財政基盤を強化するとともに、都道府県と市町村との役割分担や国保事業費納付金の算定方法などについて、市町村の意見を十分に聞きながら、慎重に対応すること。

また、その実施にあたっては、自治体への速やかな情報提供や制度の周知徹底を図るなど、十分な準備期間を設けるとともに、システム改修経費等については、国の責任において必要な財政措置を講じること。

今後においても、医療保険制度の一本化の理念実現に向け、国民健康保険制度と他の医療保険制度との負担の公平を図り、安定的で持続的な制度を構築するため、抜本改革に取り組むこと。

2 介護保険制度の円滑な運営について

(1) 介護保険制度の見直しについて

① 要支援認定者に対する介護保険サービスの市町村地域支援事業への移行については、山間僻地や離島等受け皿確保の難しい地域で、サービス提供体制や市町村負担の格差が生まれることがないよう、人材や受け皿の確保について広域的な調整ができる制度にするとともに、これに必要な運営費等の支援を図ること。

- ② 利用者負担の引上げや施設入所者の補足給付に対する資産要件の追加等にあたっては、市町村に過重な事務負担とならないよう配慮すること。
 - ③ 地域医療介護総合確保基金については、地域の医療及び介護サービスの提供体制等に有効活用されるよう、市町村等の意見を十分に聞くこと。
- (2) 介護報酬について
- ① 平成27年度改定において、介護報酬が減額されたが、その改定が及ぼす影響などについて十分に検証し、報酬単価については事業者等の実態を的確に反映し決定すること。
 - ② 介護報酬の介護職員処遇改善加算については、それらが法人・事業所の運営や介護職員の処遇改善に与える影響などについて、引き続きその実態を十分に検証すること。
 - ③ 訪問介護事業については、長距離移動等（広域・積雪等）の多い北海道の地域特性を勘案し、報酬の評価や人員基準の弾力化を図ること。

(3) 介護人材の確保について

高齢化の進行に伴う要介護者の増加に加え、認知症高齢者等に対応する質の高い介護人材の安定的確保が喫緊の課題となっていることから、地域医療介護総合確保基金の拡充など十分な措置を講じること。

3 総合的な子育て支援策について

- (1) 子ども・子育て支援新制度の円滑な実施のため、市町村の意見を十分に聞き、待機児童の早急な解消や保育所施設の整備、職員の配置基準や処遇の改善等に必要な財源を確実に確保すること。
- (2) 子ども・子育て支援新制度の教育標準時間認定を受けた子どもに係る利用者負担の上限額については、従来の北海道内の平均額と比べると高額であるため、地域性を考慮した基準を設定すること。

(3) 平成22年度税制改正において、年少扶養控除等が廃止されたが、利用者負担である保育料については、旧税額による算定方法が継続され、平成23年度から平成26年度までは、国費を含め公費の負担割合は従前どおりとする財政措置がとられたところである。

平成27年度からは、保育料（保育施設等の利用者負担額）の算定方法が変更され、平成26年度に在園している児童については、卒園するまでの間に限り、従来の算定方法の継続が認められ、公費の負担割合も従前どおりとする財政措置がとられる見込みであるが、一方で、平成27年度以降の新規入園児については、これらの財政措置が適用されないこととされたところである。

しかしながら、例えば、兄弟で保育料が異なるなどの問題が生じて、市町村が従来の算定方法を採用せざるを得ない状況もあることから、この場合には、平成26年度の在園児が卒園するまでの期間など当分の間、在園児と同様の財政措置を講じること。

(4) 子ども医療費助成については、これまで地方自治体が先行して実施してきたところであるが、子育て支援策や少子化対策にとって根幹を成すものであることから、全ての子どもが均一に医療給付を受けられるよう、国において国庫補助制度を創設すること。

〔経済・労働関係〕

1 北海道観光の振興について

- (1) 安心・快適に道内観光地を周遊するため交通インフラ等の整備を促進すること。
- ① 高規格幹線道路及び空港・港湾等へのアクセス道路の整備促進を図ること。
- ② 外国語併記の観光案内標識の設置やまちの景観の整備など、観光客の受入に係る施設の整備を支援すること。

- (2) 外国人観光客の誘致を促進するため、規制緩和等を推進すること。
- ① 宿泊施設をはじめとする施設整備に係る課税の特例措置や特定免税店制度など、財政上、税制上又は金融上の特例的な措置を創設すること。
 - ② 外国人の出入国に対応できる空港及び港湾におけるC I Q体制の整備充実を図ること。

特に、関税法、出入国管理法等の関係法令で指定されていない空港への国際チャーター便の乗り入れ及び港湾における需要に応じたC I Q機関職員の万全な体制を構築すること。
 - ③ 訪日個人観光ビザの発給要件を更に緩和すること。
 - ④ 中国からの定期便の新千歳空港への乗り入れ規制を更に緩和すること。
- (3) 観光資源の更なる充実や外国人が安心・快適に旅行することができる環境づくりなど、観光地としての国際競争力を高める取組みを支援すること。
- ① 北海道の農水産物や景観などを活かした魅力ある地域ブランドの創出に向けた取組みの支援を拡充すること。
 - ② 外国人観光案内所の機能向上や観光施設等におけるI C T端末を活用した多言語対応の促進、外国人旅行者向け無料公衆無線L A N環境の整備促進など、外国人旅行者の受入環境整備事業の拡充を図ること。
 - ③ 外国人患者を受け入れる医療機関の充実や情報の周知促進、保険手続き等の体制整備など、不慮の怪我等に迅速に対応できる環境を整備すること。

2 外国における日本地名等の商標登録出願対策について

- (1) 外国における日本地名等の第三者による商標登録出願を防止するため、国が実施している中国等に関する商標登録出願調査の対象を全地方自治体に拡大するとともに、関係国と協議を行うなど、対策強化を図ること。

〔環太平洋連携協定（ＴＰＰ）関係〕

1 環太平洋連携協定（ＴＰＰ）について

- (1) TPPについては、北海道の基幹産業である農林水産業のみならず各産業分野、さらには、地域経済にも大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、国民に対する十分な情報提供を行うとともに、地方の農業者、商工業者、消費者など国民各層の意見をしっかり聞いた上で、国民的議論を行うこと。
- (2) TPPが国内の農業に及ぼす影響を十分考慮し、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などを損なわないよう対応すること。
- (3) TPP交渉にあたっては、米や小麦、でん粉、砂糖、牛肉、乳製品等の重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。

また、本道農業・農村の持続的な発展に支障が生じると見込まれる場合には、交渉から撤退するなど、万全の対応を行うこと。

〔農林水産関係〕

1 農業の振興について

- (1) 食料供給力の確保・向上に必要な農地、農業水利施設等の生産基盤整備の実施については、引き続き必要な予算枠を確保すること。
- (2) 経営所得安定対策の実施にあたっては、生産者の所得の安定、生産意欲の維持向上など、真に農業者の経営安定に資するものとすること。

また、酪農・畜産についても、北海道が担っている全国的な需給調整機能などを踏まえ、有効な制度とすること。

2 水資源の保全について

- (1) 上水道の供給源である水源涵養林を保全するため、水源地域の森林地帯などの土地の売買に関する新たな仕組みを整備すること。

また、水道事業者が同土地を買収する際の財政支援制度を創設すること。

3 水産業の振興について

- (1) 燃油価格等の動向に左右されない漁業経営への転換に向けた取組みを推進するため、省エネ機器等導入推進事業など漁業の燃油価格等高騰対策の継続・強化を図ること。
- (2) 北太平洋の公海におけるサンマ資源等の持続可能な利用のため、平成27年7月に発効する「北太平洋漁業資源保存条約」の未批准国の早期締結の実現など関係諸国と連携し、適切な資源管理が行われるよう積極的に対応すること。

4 海獣との共存に向けた漁業被害に対する新たな補償制度の創設について

- (1) トドやアザラシなどの海獣により増大する漁業被害については、漁網の破損や漁獲物の食害に対する経費補填など、沿岸漁業と海獣との共存を可能にするような新たな制度を早期に創設すること。

〔社会基盤整備関係〕

1 北海道の開発行政について

- (1) 北海道が活力と魅力に溢れ、食料供給や観光振興をはじめ、各分野において今後ともわが国の一翼を担うため、北海道総合開発計画、予算の一括計上、特例措置という現在の北海道開発の枠組みを堅持するとともに、必要な予算を確保すること。

また、今後の道州制などの検討にあたっては、北海道の開発行政のあり方を先行して検討したうえで、改革後の北海道の姿などを明示し、道民はもとより、地方自治体に不安が生じないようにすること。

2 交通体系の整備促進について

〈新幹線関係〉

- (1) 新函館北斗・札幌間の早期完成を図ること。
- (2) 青函トンネル共用区間におけるすれ違い走行問題の早期解決を図ること。
- (3) 幅広い観点での新幹線建設財源の確保に努めるとともに、地方負担に対する財源措置の充実強化を図ること。
- (4) 新幹線の開業効果を高めるため、新駅周辺地域や広域幹線道路などの整備に対し、社会資本整備総合交付金等の重点的な配分を行うこと。

〈並行在来線関係〉

- (5) 北海道新幹線の開業に伴いJR北海道から経営分離される並行在来線に対して、安定的に維持・存続が図られるよう以下の措置を講じること。
 - ① 鉄道資産取得等の初期投資に対する支援制度の拡充
 - ② 寝台特急列車の減便、廃止に伴う減収などの赤字補填や運営費の支援制度の拡充
 - ③ JR路線との乗継運賃の割引に対する支援制度の創設
 - ④ JRからの譲受資産や新たに整備・取得した鉄道資産に対する税制特例の拡充
- (6) 北海道とJR北海道の並行在来線における安全運行体制の構築に関する基本合意が、確実に履行されるよう十分な対応をとること。

〈道路関係〉

- (7) 有料道路方式及び新直轄方式による高速自動車国道の整備を更に加速すること。
 - ① 着手している区間の早期完成を図ること。
 - ② 新直轄方式区間のうち当面着工しないとされる区間については、早期着手を図ること。
 - ③ 基本計画区間及び予定路線を早期に着手すること。

- (8) 道路管理者に義務付けられた5年に1度の道路施設の点検については、市町村の負担を軽減するため、補助制度の充実など財政措置を講じるとともに、技術的支援を必要とする市町村への対応を図ること。

〔防災・エネルギー・原子力発電所対策関係〕

1 防災・減災及び老朽化対策の強化について

- (1) 道路、橋梁、上下水道等のライフライン施設の耐震化や維持補修の強化を図るため、財政措置を充実し、防災・減災及び老朽化対策を促進すること。
- (2) 災害対策本部や支援・避難拠点となる市役所等の公共・公用施設やホテル、旅館等の大規模建築物等の耐震化などをさらに促進するため、補助率の拡大など補助制度の充実を図るほか、緊急防災・減災事業の継続と必要な地方債資金の確保など、適切な財政措置を講じること。
- (3) 市町村庁舎は、災害時に災害対策本部が設置されるなど防災拠点の中核的役割を担うことから、その建替えについては、耐震化を目的とした改修などとの均衡を考慮し、緊急防災・減災事業の対象とするなどの財政措置を講じること。(再掲)
- (4) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき耐震診断が義務化された建築物の診断結果については、その公表により大きな影響が考えられるため、改修の規模や期間、費用等のほか、所有者の実情にも十分配慮し、慎重に対応すること。
- (5) 大規模な災害に対応するため、広域的なネットワーク形成が必要であり、代替路をはじめとした基幹道路の整備促進を図ること。
- (6) 災害に強い海上輸送ネットワークと地域防災力の増強を図るため、耐震強化岸壁の整備など、防災機能の高度化を推進するとともに、財政措置を拡充すること。
- また、太平洋側を中心に集約されてきた物流拠点について、リスク分散の観点から、日本海側の拠点となる港湾の更なる機能強

化を図ること。

2 エネルギー政策の確立について

- (1) 地球環境の保全と国民の安全・安心の確保や産業活動の発展を前提に、効率的・安定的な電力供給の確保等を図るため、中・長期的なエネルギー政策のあり方について国民的議論を尽くした上で必要な措置を講じること。
- (2) 長期的な視野に立ったエネルギー政策として、水力、風力、太陽光や畜産・木質バイオマス、海洋エネルギーなど、地域の特色を活かした再生可能エネルギーの地産地消の推進を図ること。

また、中小水力・地熱発電開発費等補助金など再生可能エネルギー普及促進を目的とした既存の制度の維持及び拡充を図ること。
- (3) 再生可能エネルギーの普及促進には、発電事業者から電気事業者への送電設備など電力系統の整備が必要であるが、遠隔地を送電する発電事業者においては、費用負担が大きいことから、その負担が軽減されるような仕組みを構築すること。

3 原子力発電所への対応について

- (1) 国は東京電力とともに原子力発電所事故の早期収束を図り、住民の安全確保と不安解消に努めるとともに、国内外に対し放射線に関する正しい知識の啓発及び風評被害払拭に向けた積極的な広報を行うこと。
- (2) 大間原子力発電所については、建設予定地から北海道まで最短で23キロメートルしか離れておらず、活断層の存在も懸念されており、大きな危険性が指摘されている。

については、事故などが生じた場合、地域経済に壊滅的な打撃を与えるものであるにもかかわらず、函館市や北斗市をはじめとする北海道内の自治体等への十分な説明もなく、福島第一原子力発電所の事故原因の究明もなされていない中で再開された大間原子力発電所の建設工事は中止すること。

(3) 原子力関係施設に対する地震・津波対策など新たな規制基準を厳格に適用することはもとより、早急に福島第一原子力発電所の事故原因の究明を進め、得られる教訓や知見を踏まえた安全対策を講じることにより、安全の徹底を図ること。

また、各種防護対策の具体的な内容やプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（P P A）についての検討結果を早急に示すなど、万全な防災対策を構築できるよう支援すること。

さらに、原子力発電所に関する情報提供と説明責任を果たし、周辺住民や自治体の不安の解消に努めること。

(4) 大気、海水、農地、農水産物などに対するモニタリングを継続的に実施し、その安全性について的確な情報を迅速に発信すること。

〔北方領土・自衛隊・その他関係〕

1 北方領土の早期返還について

(1) 一日も早い北方領土問題の解決と平和条約締結に向け、国内外世論の喚起に努めつつ、強力な外交交渉を行うなど、引き続き最大限の努力をすること。

2 北海道の自衛隊の体制強化について

(1) 自衛隊は国土の防衛はもとより、災害派遣による安全・安心の確保に重要な役割を担うとともに、地域経済や地域社会、まちづくりに大きな影響を与えていていることから、国土の約 22% という広大な土地を有する北海道の自衛隊の体制を強化すること。

また、東日本大震災における自衛隊の救援活動の重要性などに鑑み、人的体制の拡充を図ること。

3 オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会に向けた合宿誘致への支援について

- (1) 競技施設の水準や宿泊施設等の受入環境などについて、市町村の相談に応じられる窓口体制を整備すること。
- (2) 国やJOC、日本体育協会等の関係機関が、誘致市町村の競技施設や受入環境に関する情報を、海外の競技団体等に対して積極的に発信することで、誘致機会の増大を図ること。
- (3) 代表選手層の育成・強化とともに、選手層の底上げを図る環境を整えるため、国際競技の水準を満たす競技施設の整備や改修に伴う財政措置を講じること。
- (4) 外国語表記など受入環境の整備や市町村に対する受入ノウハウの提供などの支援策を講じるとともに、訪日した選手や観戦者を道内へ誘導するための観光PRに努めること。
- (5) 道内への航空ネットワークの拡充や高規格幹線道路をはじめとする交通インフラの整備、バリアフリー環境の推進などを積極的に進めるために必要な財政措置を講じること。